特別企画

法整備支援の先を語る(国際刑事裁判所判事の視点から) ~ I C D 創設 2 0 周年記念 赤根智子判事スペシャルインタビュー~

国際刑事裁判所判事 赤根 智子(語り手) 国際協力部教官 黒木 宏太(聞き手)

"夢は大きく、あゆみは着実に足元から"

ICD創設20周年記念のスペシャル企画として、令和3年11月29日、国際刑事裁判所(International Criminal Court)の赤根智子判事¹(以下「赤根判事」という。)へのインタビューが実現した。

赤根判事からは、多くの示唆に富むお話をいただいたが、全体を通貫しているメッセージは、"恐れずに、外に出ること"ではないかと思う。インタビューさせていただいて、恐れずに自分の分野から外に出て、小さくまとまることなく、色々なものを吸収していきたいと感じた。

また、赤根判事からいただいた"夢は大きく、あゆみは着実に足元から"という言葉は、とても良い言葉だと思った。本インタビューでお話しいただいた内容も、これからの法整備支援などの大局的なビジョンや方向性のお話から、法曹として日々真面目に仕事をすることやその仕事を支えてくれている事務官の方々への感謝などの足元のお話などにわたり、まさに、この言葉どおりである。

本稿は、法整備支援に携わる方々のみならず、国際分野で働きたいと思う法曹の方々にも大変参考になるものと確信している。やや大部でもあるので、下記に目次を付した。興味がある分野から、ご一読いただけると幸いである。





【インタビューに応じていただいた、国際刑事裁判所赤根智子判事】

【目次】

- 1 経歴
 - ・国際業務に関わることになったきっかけ
 - ・「これからの時代を開くためには、女性検事に頑張ってもらわないと困るのです。」
 - ・英語の勉強を始めたのは遅かった
- 2 国際刑事裁判所(ICC)について
 - ・国際刑事裁判所とは
 - ・予審とは
 - \cdot E Court
- 3 現在の仕事について
 - ・世界中の法曹と仕事ができる喜びがある
 - ・ロバだと半日
 - ・"真面目さは日本人の専売特許"
- 4 国際分野で活躍する法曹
 - ・ジェネラリストとしての強みがある
 - ·弱みは遠慮がちなところ
- 5 ヨーロッパとアジアと日本
 - ・日本は極東の島国
 - ・アジアのリーダー的な立場になって欲しい
 - ・日本のアピール力も重要
- 6 法整備支援観
 - ・広がりは良い傾向
 - ・"司法外交"という言葉は良い言葉だと思う
 - ・欠点を欠点と真摯に受け止めること
- 7 これからの法整備支援、法整備支援の先にあるもの
 - ・グローバルな問題に"法の支配"が寄与しうるのか
 - ・"夢は大きく、あゆみは着実に足元から"
 - ・試行錯誤で挑戦していく先に何かが生まれる
 - ・フィードバックさせる仕組みが大事
- 8 メッセージ
 - ・ "恐れながらも前に進む勇気を持ってもらいたい"

 $^{^1}$ 1982年に検事任官され、その後、東京、名古屋、仙台等の各検察庁での検察官業務、アメリカ留学、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)教官としての国際協力業務、ロースクールへの派遣教員等を経験し、2009年1月より国際協力部長(約1年半)、2013年7月よりUNAFEI所長(約1年)、2014年7月より法務総合研究所長(約2年)などを歴任。2018年3月より、現職の国際刑事裁判所判事。現職の任期は2027年3月まで。

■ 経歴

国際業務に関わることになったきっかけ

一 本日は、法整備支援を中心に日本の法・司法分野での国際協力について、お話を伺いたいと思います。赤根判事におかれましては、2016年²にご執筆された「法の支配」の論文^{3.4}において、法務総合研究所長(当時)の立場から、法整備支援の現状と課題について論じられておられます。そこから5年経過しまして、今回は、ICD創設20周年記念ということで、そこで論じられたことを踏まえつつ、海外に行かれた後の視点やご経験も踏まえて、お話を伺えればと思います。

赤根 まずは、今回のインタビューにお招きいただいてありがとうございます。大変光栄 なことであり、謹んでお受けさせていただきます。

オランダ・ハーグの国際刑事裁判所に来て改めて感じることは、日本が取り組んできた法整備支援は、一見地味にみえるものの、そこに住む人たちに寄り添い、法整備や人材育成に大きな貢献をしてきたということです。今は、法整備支援に直接携わることはなくなりましたが、法整備支援を"陰ながら"応援したいとは思っていました。それなのに・・・国際協力部長をしていた当時もそういうことがありましたが、今回は、当時の国際協力部教官であった松川充康判事5に背中を押されて(追い詰められて?)、こんなことになってしまいました(笑)。

―― 今回は、松川判事の押しもあって、赤根判事にご協力いただけることになりました ので、大変有難く感じております。

赤根判事は、日本の検察官ご出身の国際刑事裁判所判事ですが、どのように国際的な業務に関わることになったのか、簡単にご経歴をご紹介いただけますでしょうか。

赤根 当然のことながら、「国際」のことを考えて、検事になったわけではありません。 検事7年目に入ったとき、このままではなく、何か他の人とは違った強みを持つ検 事になりたいと思い、検事を休職して自費留学の道を選ぶことにしました。一時的 に法務事務官にしてもらい、研究休職をさせてもらったのです。その経緯は良くわ からないのですが、単なるわがままだという声もあったようで、複数の上司が色々 と困難な調整をしてくださったことは間違いなく、今でもありがたいと思います。 それで、アメリカに2年間留学して、アラバマ・ジャクソンビル州立大学大学院で

5 松川判事は、三代目の裁判官出身の国際協力部教官である。当時の国際協力部では、赤根判事が国際協力部長、松川 判事はその下での教官という時期がある。

8

² 独立行政法人国際協力機構(JICA)が、ベトナムに対して、初めての法整備支援プロジェクトを開始したのが 1996年であるので、2016年は法整備支援20周年ともいわれる。他方、法務省は、1994年から、ベトナム に対する研修を開始していた。

³ 赤根智子「法整備支援の現状と課題~法務総合研究所が関与する法整備支援を中心に~」法の支配181号99頁以

⁴ 上記論文では、ICDNEWSを主な参考資料にして、法整備支援の約20年を振り返っている。ICDNEWSの創刊時には、「(ICDNEWSなどの)第1次資料を分析して、生きた理論により今後の方向を示す論考が多く生まれ、それがまた本誌に登載されることを心から期待している。」とされており、同論文はまさにそのようなものであり、本稿もその流れの上にある。なお、ICDNEWSは、2002年1月に創刊された。赤根判事は、このような初期にICDNEWSが創刊されたことについて、その後のICDNEWSが果たしてきた役割の大きさに鑑みても、大変な慧眼であったと評されている。なお、尾崎道明「ICDNEWS発刊によせて」ICDNEWS創刊号(2002年1月号)6頁以下参照。https://www.moj.go.jp/content/001142790.pdf

刑事司法を学びました。

「これからの時代を開くためには、女性検事に頑張ってもらわないと困るのです。」

- 国際的なものに興味を持ったきっかけはあったのでしょうか。
- 赤根 A庁 (検事5年目)で名古屋地検に配属になり、そのときに、名古屋大学と南山大学に来ていたアメリカ人客員教授と知り合いました。その方は、ポリティカルサイエンスがご専門でしたが、起訴猶予制度の研究がしたいということで、検察庁に協力依頼があり、検事正から、私がその担当をするように言われたのです。そのころは英語はよく話せず、犯罪白書等の英文訳統計資料などをもとに、一生懸命、どういう事件が起訴猶予になっているかなどの実務を紹介したのですが、アメリカにない制度で大変興味深いと言ってくれました。私も、海外の制度がどのように機能しているか興味があると伝えたら、アメリカで勉強したらよいと言われまして、そこから興味が出てきました。その教授とは彼が最近亡くなるまで長く親交が続きました。
- ―― それがきっかけとなり、アメリカ留学に行かれることになったのでしょうか。先ほど、何か他の人とは違った検事になりたいと思ったということもおっしゃっていましたが、そのようなお気持ちを抱かれた出来事などありましたでしょうか。
- 赤根 検察事務官の方からの言葉がきっかけになっています。私の時代は、女性検事はごく少なく、同期では私を含めて2人のみでした。先輩女性検事もほとんどいなかったです。なんとなく、女性検事が端に置かれていると感じることもありました。でも、幸運なことに、検察事務官の方々は、検事仲間よりオープンで、考え方も柔軟であり、未熟な私をしっかりサポートしてくれました。検察事務官の方から、「これからの時代を開くためには、女性検事に頑張ってもらわないと困るのです。」とか、「そのためには、他の人にはできないようなことをやって、目立つようなこと、何か得意なことを作った方が良いのではないか。」とまで言われました。それから、先ほどのアメリカ人教授との出会いとか色々ありまして、何か得意なことをと考えているうちに、アメリカのあるNGOが、スカラーシップ込みでアメリカ留学を推進していたので、そこに応募して、採用され、留学に行くこととなりました。
- ―― それで、研究休職され、自費留学に行かれることになったのですね。
- **赤根** 研究休職については前例のない話であり、当時の法務検察の幹部の方々の懐の深さを感じました。他方で、「ちょっと無謀なことをする変な人物」というお墨付きが付いたようで、その後の人生も生きやすくなった気もします(笑)。

英語の勉強を始めたのは遅かった

―― 語学力について伺いたいのですが、赤根判事は帰国子女でしょうか。

赤根 帰国子女ではなく、アメリカに留学したのは32歳くらいで、それが初めての海外

生活でした。英語の勉強を始めるには少し遅かったと思っています。できれば10代, せめて20代のうちに始めておかないと聞く力がついていきません。留学したアラバマ州の英語は、訛りがきつく、聞き取りには大変苦労しました。

今でも英語での日常会話については苦労することが多々ありますが、法律用語などについてはさすがに困ることは少なくなり、英語での法律的な議論にも、何とかついていくことはできます。もっとも、国際刑事裁判所の仕事は、フランス語も実は非常に大事でして、証拠書類、関係者からの申請など、半分くらいはフランス語ですので、これには苦労して、自動翻訳ツールなども活用しつつ何とかやっています。

■ 国際刑事裁判所(ICC)について







【国際刑事裁判所の外観】

国際刑事裁判所6とは

--- これからの話の前提としまして、国際刑事裁判所について、少し教えていただければと思います。

赤根 イメージをつかんでいただくため、国際刑事裁判所という言葉を3つに分けて、「国際」(国内ではない、国連でもない、国家間の条約による)、「刑事」(民事でもない、行政でもない、人権でもない、刑事に関する、個人を対象とした)、「裁判所」(裁判で事件を解決)としていただくと分かりやすいと思います。私の個人的意見ですが、3つ目の裁判所というところを最も重視、強調するべきと思っております。こうした我々法曹からすれば当たり前のことも、実は国際機関という派手な看板に隠れて見えにくいという経験があるから強調するのです。

もう少しきちんと定義すると、国際刑事裁判所とは、<u>国際社会全体の関心事である</u> 最も重大な犯罪について、<u>個人の刑事責任</u>を追及する、<u>常設の</u>国際刑事法廷で、た だし、国家の刑事裁判権を補完するものとなります。

―― 国家間の条約によるということですが、条約の締結状況はいかがでしょうか。

赤根 国際刑事裁判所は、ローマ規程という条約の加盟国から成り立っています。ローマ規程は、条約でありながら、いわば、国際刑事裁判所の憲法、刑法、刑事訴訟法、裁判所法などの要素を含んだ国際刑事裁判所が準拠する基本法でもあり、実務のよりどころとなる規定を含んでいます。そのローマ規程に加盟している国々は、現在123か国です。日本は、2007年にこれを批准し、加盟国になりました。ですから、国際刑事裁判所発足当初からの加盟国ではありません。しかし、加盟してからはずっと積極的な関与をしてきました。アジア地域の加盟国は他の地域に比べて少なく、加盟率も低くなっています。

予審とは

— 国際刑事裁判所の裁判官は、色々な国の出身で、様々なバックグラウンドの方がおられます。赤根判事は、裁判部門(Chambers)でのうち予審第2部(赤根判事、イタリア出身判事、コンゴ出身判事の3名構成。なお、予審部は2つある。)に所属しておられますが、公判も担当されることがあるのでしょうか。

赤根 予審第2部が所属部ですが、公判も担当しておりまして、公判には第10第1審部 に所属して、公判事件を担当しています。こちらは、コンゴの裁判官 - 予審部と同 じ方 - と、カナダの裁判官と組んでいます。日本と異なり、先に部があるのではな

⁶ 国際刑事裁判所は実際に活動を始めたのが,2002年と,比較的若い国際裁判所である。国際刑事裁判所と同じくオランダのハーグに所在し,国際刑事裁判所よりずっと歴史も長い,国際司法裁判所(International Court of Justice)とよく間違えられるとのことであるが,国際司法裁判所は国連の裁判所であり,刑事に関する裁判所ではない。国際刑事裁判所(ICC)と国際司法裁判所(ICJ)は,異なる組織である。詳細は次のウェブサイトを参照。https://www.icc-cpi.int/

⁷ 国際刑事裁判所の組織は、裁判所長会議(Presidency)、検察局(Office of the Prosecutor)、書記局(Registry)、裁判部門(Chambers)からなる。裁判所長は裁判官18名のうちから裁判官の互選で選ばれる。裁判所であるが、検察局があり、捜査と訴追をする機関が内部に存在している。検察局の業務執行については、国際刑事裁判所では独立の地位を与えられているため、裁判部門からの干渉などはできない。条約でできている国際的な組織であるので、その議決機関として締約国会議(Assembly of States Parties)があり、ローマ規程などの条文の改定や予算承認などをしている。

く,公判に付された事件があると,新しい第1審部を作り,そこに空いている裁判官を充てる方式となっています。

一 予審というのは日本の刑事手続⁸にはない概念ですが、どのようなものでしょうか。 **赤根** 予審手続は、日本に引き直すと、身柄確保から起訴までのイメージです。逮捕状 (予審部裁判官が発付)に基づき、被疑者が逮捕されて、オランダの国際刑事裁判 所に引き渡されると、予審部が主導的役割を果たす予審段階の手続に入ります。特 異なのは、逮捕状が発せられても、まだいわゆる犯罪事実が固まっていない点で す。逮捕状にも一応の犯罪事実らしきものの記載はありますが、検察はその後も捜 査を続け、犯罪事実の確認のための審理が始まる前にようやく検察側から(検察の 主張する)犯罪事実として確定したものが文書で出されるのです。

予審手続の目的は、その被疑者を公判に送ってよいかどうかを決めることです。その中身は、(予審による)犯罪事実の確定、つまり、公判の対象範囲の確定と、これを支える証拠があるか否かを決めることです。公判ではないので、いわゆる合理的な疑いを超える確信度に到達する必要はありませんが、それを支える実質的な事由を構成するに十分な証拠が必要とされ、それをクリアしたと予審部が判断すれば、その人は公判に送られることになります。要するに、手続的な機能としては、ゲートキーパー(門番)的な役割と公判における審理対象の確定という2つになります。なお、日本でいう起訴という概念は用いられません。予審手続には1年ほどかかります。

- 一 予審部の裁判官の仕事は、日本でいうと、令状裁判官プラス捜査部の決裁官検事のような仕事というイメージでしょうか。
- **赤根** 近いイメージだと思いますが、決裁官というよりはかなり現場の検察官に近いです。ただし、日本の検察官のように捜査権限はないですし、すべてを書面審理に近い状態でやります。
- ―― 予審手続⁹には1年ほどかかるということですが、時間がかかる理由はどのような ところにあるのでしょうか。
- 赤根 様々な要素が絡むので一概には言えませんが、一つの理由は、証拠開示に時間がかかることです。予審の段階で通常は数千点に及ぶ大量の証拠が開示されます。逮捕状に記載されている被擬事実が最終的な被疑事実とは言えず、進行中の捜査によって新たな証拠も生み出されている過程にありますから、証拠開示の範囲も広く、ま

⁸ 国際刑事裁判所の手続は、ローマ規程に基づいており、ローマ規程は日本の国内法と比べると、あまり十分な規定がないことと、広い解釈の余地があるため、解釈上の争いとなる余地がある。

捜査は、検察局が担当する。加盟国の協力を得ながら、関係者の取調べをしたり、証拠物や証拠書面を収集したりする。被疑者の取調べも条件が整えば可能。予審部に主導権が移るのは、一般的には被疑者が逮捕され、身柄をオランダに移した時からである。それ以後は裁判部が手続を主導する。

⁹ 予審手続の概要は、被疑者の初回出頭→(証拠開示、証人保護、被害者参加等につき)打合せ期日と各種申立て及び 決定→検察官による犯罪事実記載書面の提出→予審審理期日→犯罪事実確認決定。予審の開廷審理日は数日間。そこで は、口頭弁論のようなことが行われるのが通常だが、証人尋問は行わないのが通例となっている。

予審の審理日から60日以内に決定を出す(裁判所規則53条)。これが大変な作業であり、犯罪事実確定決定では、その事件の審理の範囲も決める。その範囲にあるとされる事実と状況はChargeという形で結実し、その事実と状況が第1審部を拘束する。日本の訴因と公訴事実の関係という概念ではないが、それに近い概念である。

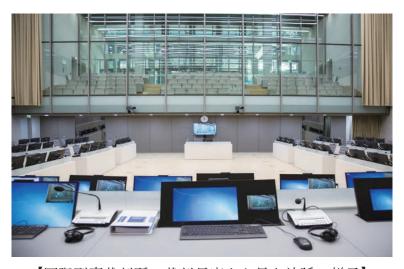
た開示内容と時期については、検察側・弁護側で争いになりがちです。検察が、証人保護の一環として被害者やその関係者、住居などの一部について不開示とし、弁護人がそれに反対する申立てをすると、それを裁定するのも予審の仕事です。対審構造ですので、双方から毎日のようにいろいろな申立てが出て、その度裁定することにもなります¹⁰。

もう一つの理由は、「被害者」概念です。日本の感覚ですと、公訴事実の訴因の対象が被害者ですが、そうではありません。内戦状態にある国や国家による抑圧によって起きた犯罪では、一定の範囲(期間、国土)の方全員が被害者資格を持つとの見方もでき、多数が名乗りを上げることも考えられます。そこで、この裁判の対象範囲の被害者といえるかを、限られた資料から決定しなければいけません。また、予審手続からは離れますが、まだ被疑者が確定しない段階から被害者(及びその団体)が存在し、その対応に追われることもあります。

E-Court

―― 予審の段階で数千点の証拠があるということですが、電子化されているのでしょう か。

赤根 国際刑事裁判所はいわゆる I T化の進んだ裁判所で、証拠の申請・開示・閲覧等は、完全にデジタル化されており、すべて E - C o u r t システムといわれるWE B上で行えるようになっています。書記局が運営する同システムを通じ、一括管理しています。すべての証拠に番号が付されて、検索が可能になっていまして、開示された証拠は、予審部の裁判官も閲覧可能です。言葉では説明しにくいので、是非直接お見せして説明したいものです。



【国際刑事裁判所の裁判長席から見た法廷の様子】

¹⁰ 国際刑事裁判所(ICC)のHP(https://www.icc-cpi.int/crm-decisions)で確認できるが、多くの決定がされているのが分かる。また、個々の決定のボリューム(分量)も相当に多い。

■ 現在の仕事について

世界中の法曹と仕事ができる喜びがある

- ―― 現在のお仕事は、異なるバックグラウンドの方との議論など難しそうな点が多そうだと感じますが、どのような点にご苦労がありますでしょうか。
- 赤根 実際、今の仕事は困難の連続で、1週間の終わり、金曜日の夜に自宅に戻ると今週も何とかサバイバルしたと感じます。長く検事をしていた私にとって、同じ法曹、しかも刑事の仕事であって、共通点が多く、やりやすいのではと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、3つの点で大きく異なります¹¹。1つ目は、今までは検察官でしたので、常に訴追側でありましたが、現在は裁判官という立場で、とにかく、公平かつ公正、しかも、理にかない、多くの方に納得してもらえる判断を下す最終決定者であることが要求されることです。2つ目は、ローマ規程という、その体系が確立したとは言えない世界での仕事ですので、何をやるにも手探りであることです。3つ目は、外国語での仕事であり、日本人がほとんどいない環境での仕事であること、言語環境はもちろんのこと、職場環境や人的関係なども、日本とは全く異なるところです。
- 一 逆に、やりがいや楽しいと感じるところはどのようなところにありますでしょうか。
- 赤根 私は裁判官ですので、法務官をはじめ多くのスタッフに支えられています。また、ローマ規程の法体系は、いわゆるコモンロー(英米法系)と大陸法系のハイブリッド型ですので、日本で同じくハイブリッドな法体系に慣れ親しんできたことは、一見新しい概念の理解についても、条文解釈する上でも大いに役立っています。世界中の法曹と仕事ができる喜びもあります。特に、気の合う法律家と出会ったときには、考えが一致した!と嬉しく思うこともあります。

ロバだと半日

国際的な事件を扱っておられますが、文化的な違いなどを感じるときはありますでしょうか。

赤根 日本のような公判前整理手続制度がないこと、日本のような起訴状一本主義ではなく、申請証拠は裁判官が事前に読める(多数なのでとても全部は見きれませんが、 書類はもとより写真、ビデオなど物的証拠も含めてすべてが見られます。)こと、 証拠がすべてデジタルであること、一見関連性が低いと思われる証拠も数多く提出 されること、訴訟に関する細かい手続については規則にもないところが多いため、

¹¹ 注10でも言及したが、国際刑事裁判所と日本の刑事事件で、大きく異なる点のもう1つは、決定のボリュームである。Confirmation decision は、日本の起訴状とそれに理由を付けたものに概ね相当するものと考えられるが、赤根判事の所属する予審第2部による最近(09 December 2021)のDecision on the confirmation of charges は62ページある(https://www.icc-cpi.int/Pages/record.aspx?docNo=ICC-01/14-01/21-218-Red)。国際刑事裁判所のConfirmation decisionの中では、これでも相当に短いものであり、フランス語で467頁のものもある(https://www.icc-cpi.int/Pages/record.aspx?docNo=ICC-01/12-01/18-461-Corr-Red)。ものすごい労力が必要とされることがうかがわれる(注9で、大変な作業と記載したのはこの趣旨も含む。)。

いちいち決定を出さねばならないことなど、日本とは異なる点もありますが、証人尋問などは、進め方がややコモンローに傾きすぎているきらいがあるものの、内容は基本的には同じです。

証人尋問では、文化的な違いを感じることは多くあります。日本ではあまり読み書きが出来ない方はいませんが、ここでの証人の中には、読み書きが出来ない方も多く、「ごめんなさい、私は自分の誕生年月日を知りません」、なんて証言されることもあります。暦もわからなければ、場所的感覚も乏しいこともあります。また(書証でしたが)日本なら徒歩何分というようなところで、ロバだと半日、とかいう話が出たりもします。私からすると、それがどのくらいの距離かさっぱり分からないということもありますね(笑)。

"真面目さは日本人の専売特許"

- ―― 日本で生まれ育った私たちが、これから、国際的な舞台できちんと議論できるようになるためにはどのようにしていけば良いかは難しいところと感じています。お考えのことがありましたら、アドバイスをいただけますでしょうか。
- 赤根 今までの経験では、私は、日本人は(特に自分は)口頭での議論に向いてないと感じます。日本には、議論を戦わせて、自分の意見を通すという文化や教育がなかったですしね。
- ―― 赤根判事も、日本で生まれ育っており、留学以外には海外経験はないようですが、 どのようにして、他の裁判官と議論できるようになったのでしょうか。
- 赤根 国際刑事裁判所の他の裁判官は、口数が多いし、議論の仕方も少し政治的といいますか、戦略的に相手の心理に働きかけてインパクトを与えるような話し方をする点など、日本の法曹とは違うように思います。私は、彼らのようにうまく喋ることはできないので、重要でないところはなるべく「和をもって」合意をまとめる側につき、これはと思う点だけ、事前に文章を書いて提出したり、信頼できる裁判官や周りのスタッフを味方につけて、彼らに代弁してもらったりして、どうしても言わなくてはいけないところで頑張るようにしています。他の裁判官が、無理な法解釈を押し通そうとしていると感じるような場合には、文献を読んで理論を整理したり、自分で重要な証拠をしっかり読んで、事実のレベルからあてはめまでの議論を組み立てられるようにして、なるべく具体的な主張を根拠を示して述べるように心掛けていくことで、周りの信頼を得ることが大事だと心に決めています。

真面目さは日本人の専売特許です。今では、証拠を吟味している点では、私が一番、ということにいつの間にかなっていますし、また、会議の時間を間違えて遅れてしまったときの話として、トモコが遅れるのだから仕方がない、と他の人の弁解に使われたりもしました(笑)。

―― 日本の裁判官としての合議を考える上でも、とても参考になります。国際刑事裁判 所の裁判官は、日本の最高裁のように反対意見なども書けるのでしょうか。

- 赤根 国際刑事裁判所の裁判官は、どんな小さな決定を出すにしても、反対意見を書くことができます。つい最近も、どういう決定をするかについて法律上の議論で揉め、私は、検討した証拠や判例などの資料を参照して、他の裁判官の意見には賛成できないと珍しく強く主張し、かなり激しい議論をした(この時は書面だけでなく、熱弁?もふるいました。)のですが、結局2対1で負けて、私は反対意見を書くことになりそうなところまで行きました。
- ―― 書くことになりそうになったということは、結果としては、反対意見を書かなかっ たのでしょうか。
- 赤根 そのとおりで、反対意見を書き始めていたのですが、他の裁判官が、私の反対意見を踏まえて、考え方を変えてくれたので、結局私の意見が採用されることになりました。その間、法務官などのスタッフは、判例などの資料を提供してくれたり、私の考え方をうまく言葉にできるようサポートしてくれたりして、応援してくれました。

この過程で、法律論では負けないという自信もつきましたし、また証拠を武器にして、地道に足元を固めていくしかないとの確信を持ちました。

- ―― 証拠をしっかりと吟味できるというのは法律家の重要な能力だと思います。赤根判事は、現場の検察官のお仕事以外にも、国際協力業務やロースクール派遣教員など様々なご経験をされておられますが、何が今の仕事に活かされていると感じますか。
- 赤根 今の仕事に一番活きているのは、現場の検察官としての仕事の経験、例えば、法解 釈、証拠の見方など、それに法整備支援などで養った他国の法体系の知識と国際的 な法的思考や感覚かと思います。国際刑事裁判所の裁判官は、さまざまなバックグ ラウンドの方がいますが、裁判官や検察官出身の裁判官の方とは証拠の見方などは 一致することが多い印象です。一方、国際法学者や外交官出身の方などは、証拠の 見方などが私とは違うこともありますね。

■ 国際分野で活躍する法曹

ジェネラリストとしての強みがある

- ―― 現場の検察官としての経験が活きているというのは、検察庁の教育が良いということもあるのでしょうか。
- 赤根 検察でも裁判所でも、教育も大事でしょうけど、事件処理の経験そのものが大きいかなと思います。現場の検察官として、沢山の事件を処理する中で、自然と身に付いた証拠の見方などが活きています。
- ―― もう少し広く、日本の法曹という観点で見た場合に、日本の強みと感じるところは ありますか。
- **赤根** 日本の法曹は、ジェネラリストとしての法曹の質の高さがあります。検察官でも、司法研修所で民事についても学びますし、基礎的な法的思考が定着していると思い

ます。基礎となるリーガルマインドがしっかりしているので、新しいことに出会ったときに根本に立ち返って解釈することができるという強みがあると感じます。

一概には言えないところですが、どちらかというと、大陸法系の人は、体系的思考の基本がしっかりしており、新しいことにぶつかったときにぶれにくい傾向があり、コモンロー系の人はぶれるといいますか、柔軟に考えようとする傾向があるように思います。例えば、原則と例外がある条文について、大陸法系の人は、原則となる条文の趣旨を出発点に議論しますが、コモンロー系の人は、例外がある以上許されて良いはずという出発点から考えるところがある気がします。

- ―― 教育については、言及していただいた司法研修所の教育のほか、大学教育も重要で す。日本の大学での法教育については、いかがでしょうか。
- 赤根 日本は、ドイツやフランスに法の根本を学び、さらには英米法もよく研究されていますから、学者の方々が分かりやすい教科書をたくさん書いてくれていますよね。このような充実した文献を通じて、色々な形の法制度を参照し、なぜそのような制度になっているかを、絶えず考えることができます。その意味で、日本の大学での法教育については、ジェネラリストとしての法曹を育てるものといえるのだと思います。実際、日本の裁判官や検察官は、ジェネラリストとしての強みを持っていると思います。海外の多くの地域では、かなり早い段階から特定の分野を勉強して、その分野の法律家として仕事をしているという感じがありますので、そこが違うところではないかと思います。

一方,いくつかのアフリカの国々では、宗主国の古い時代の法律をそのまま引き継ぎ、実情に合わない法律制度を背負って実務が回らないという状況がままみられます。日本は、研究を重ねた上で、上手に他国の法律を取り入れて日本の実情に合うように運用していますし、現在も、過去の経験や教科書を参照して常に基本に立ち返って考えることができる環境がありますので、私は、日本で教育を受け、日本で実務ができて良かったと思っています。

ローマ規程は人工的な法制度でして、非常に複雑な構造になっておりますので、実務で使いこなすのは大変です。しかし、私自身が受けた日本での法教育を踏まえ、フランスの制度やコモンロー的な要素が入っているという視点で見ると、運用の仕方が分かってくるところがあります。

- ジェネラリストとしての法曹の強みというのは、専門性との関係ではどのようになりますでしょうか。私自身、奄美大島で裁判官をしていたときに感じたのは、色々な事件を扱うことができたので、ジェネラリストとしては成長できた一方で、その期間は知財訴訟や医療訴訟のような専門的な事件は扱わなかったので、専門性の方はどうしようかということでした。
- 赤根 おっしゃる点は難しいところですが、まずは広くリーガルマインドを学び、ジェネラリストの地歩を固めた上で、仕事で出会う特殊事件に特化していくことは可能だし、また必要なことだと思います。ただ、専門的なこと、例えば知財訴訟を扱うに

しても、民法の確固たる基礎がないと難しいですよね。専門性に入る前に、基礎となるリーガルマインドが身についていないと、重大局面での判断を誤る危険があると思います。他方で、終始ジェネラリストでいるべきだともいえず、得意分野は実務経験のなかで磨いていくべきなのだと思います。

弱みは遠慮がちなところ

- ―― 逆に、日本の法曹の弱みとして感じていらっしゃることはありますでしょうか。
- 赤根 日本の法曹の弱みは、私のように、口頭でのいわゆるディベートに弱い傾向にあるということのほか、日本的謙譲心のようなものがあり、遠慮してしまうことではないかと思います。例えば、議論がまとまりかけているときに違う意見を言って良いのか気にしてしまう、時間が押しているときに意見を言っても良いのか考えてしまうなどといった傾向があるように思います。他国の人は、そんなことは全く気にしません。彼らは議長に止められようが、他の人々に反対されようが、言いたいことは最後まで言いますね。海外に出たら日本人であることを忘れることも重要なことかもしれないですね。私自身は、今更変えられませんが、若い方々には意識しておいていだきたいところです。
- ―― 今後、日本の法曹が国際分野で活躍していくためには、どのようにしていくべきで しょうか。
- 赤根 日本から、レベルの高い法曹を多く外国に出し、それを逆に活用して、日本を導いていく力が必要ではないかと思います。現在も、政府、民間ともに大いに努力はしていると思いますが、積極的に外に出て行っている国とは出発点となる数のレベルが違うように思いますね。

日本人は内部発の改革がなかなかできない体質があるという一面もある一方で,面 白いことに,海外のことを少し知れば興味津々でもっと知りたい,また新しいこと にも手を出したいという気にもなる不思議な民族性もあるのではないかと思ってい ます。

また、日本の女性法曹には、日本はまだまだ男女が平等でない、との不満がたまっているのではないかと感じています。国際的な場所に出て来ると、海外の女性たちの活躍を見て、女性も男性も、新たな気持ちにもなれますよ。

■ ヨーロッパとアジアと日本

日本は極東の島国

一 日本の法曹について、法曹としてのレベルは全体として高いということ、ジェネラリストとしての強みがあること、他方で、言語能力や日本人的な謙譲心があることなどに問題があるとお話しいただきました。ここからは、法曹としての個人の話から、日本と他国との関係へと、グラデーションを付けながら、少しずつ広げていけたらと思います。ヨーロッパの法律家界隈からみると、日本はどのように見えてい

るのでしょうか。

赤根 オランダに来て、いまさらながら思うことは、-日本は極東の島国-ということです。日本はヨーロッパ人にとって、風光明媚、清潔で文化も豊かな憧れの島国でもありますし、ある種エキゾチックな国です。しかし、本当の意味での-信頼し頼れる仲間(アライアンス)-とはみなされていない気がします。

日本は、ヨーロッパから遠い、いわば異国の地にあるにもかかわらず、長い歴史、 文化に根差した重厚な法制度を持ち、何よりもそれをきちんと運用できています。 このことは、日本人の誇りであり、世界に胸を張ってもよいとも思いますし、出来 る限り、いつも強調するようにしています。

- 本当の意味での-信頼し頼れる仲間(アライアンス)-とはみなされていない気がするというのは、どのような点からそのように思われるのでしょうか。フランクに議論できる仲間という感じではないということでしょうか。
- 赤根 日本は公式な場では「ヨーロッパ並み」に扱われていますが、重要な事柄については、ヨーロッパ人の親しいグループで集まって色々と議論した上で方針を決め、それを日本をはじめとしたアジアの国々などに向けて同意を得ようとするということが多いようにも感じるからです。日本については死刑と有罪率の高さなどは知られていますが、日本の実務がどう行われているかについては、詳しくは知られていないです。ヨーロッパの国々は、お互いがお互いをよく理解しています。自国の制度や実務をアピールする一方で、自国の実務について批判的な意見を述べたりもしてフランクな感じがあります。
- 一 日本は、そういうアピールと、他方での悪いところの発信というのは、あまりしていないかもしれませんね。
- 赤根 日本人の法律家、特に裁判官とか検察官は、日本の悪いところを建設的な意味で発信することはあまりしない気がしますね。ヨーロッパの感覚ですと、個人の意見を自由に発信するのは当然ですので、日本のそのような姿勢は少し異質なことかもしれません。日本の自己アピールは、法律制度の欠点も含めて、率直に意見を言い、内部における改善努力を含めて発信できるようになるとより効果的なのかもしれませんね。
- 他国への見え方などを気にしているのでしょうか。
- 赤根 私の場合などは、日本人とは問題点を議論することは多いと思いますので、おっしゃるとおり、海外から悪く思われたくないという思いがあるかもしれません。他方で、ヨーロッパの国々は、相互に理解しているので、欠点も発信しやすいのだと思います。日本の場合は、その前提となる制度などが理解されていないことも多いので、欠点を発信するとそこだけ注目されてしまうのではないかと危惧してしまう点もありますね。
- ―― 国際会議の話になりますが、ヨーロッパでは、国を超えて、国際会議や法的な議論 というのが頻繁に行われているということでしょうか。

赤根 そのとおりです。ここハーグでは、国際会議が年中開催されておりまして、ヨーロッパ中の裁判官が普通に参加して、議論しています。ヨーロッパの裁判官は、英語やフランス語ができる人も多いですから、他の国の裁判官と議論する機会は多いです。

ハーグだけではなく、ヨーロッパ内ではEUをはじめとした共通の枠組みの中で、 とにかく法的な国際会議がたくさんあり、多くの法曹が自由に意見を戦わせています。

- ―― 日本の裁判官の感覚からすると少々驚きますが、なぜヨーロッパの法曹界ではそのように他国との交流が活発なのでしょうか。
- 赤根 やはり長年にわたってヨーロッパ各地で繰り広げられた、あるいは他の地域との間で戦われた、血を血で洗うすさまじい戦争の歴史を乗り越えて、なんとかヨーロッパは一つでありたいという強い願望もあるように思います。今やそれにも疑問符が付くようなこともありますけれど、東欧も含めてヨーロッパは一つの経済圏、一定の価値観を共有する地域としての発信を続けていこうとしていますね。おそらくですが、そうした中では、完全にドメスティックな法曹は、そもそも仕事が成り立たないのではないかと思います。こちらではそれが当たり前なのだと思いますし、ヨーロッパで仕事をしていると、日本人があまり外に出ていきたがらないことのほうが不思議に感じますね。残念ながら日本だけではなく、アジア諸国の裁判官・検察官を例にとった場合でも、アジアの中で、また世界とも強くつながるプラットフォームはまだないように思います。
- ―― 宗教との関係で、日本は、中立的といいますか、特定の宗教に偏っていない点は、 ヨーロッパとの距離感で良い影響はあるでしょうか。
- 赤根 日本が宗教的に無色透明なのは、ヨーロッパの敵にはならないという点では良いかもしれませんが、他方で、理解しあえない点もなくはないので、いろいろと神経を使ったほうが良い点もある気がしますね。日本人には仏教徒が多いですが、タイやミャンマーの敬虔な仏教徒とは違うことはヨーロッパ人は理解しているでしょうか。国際刑事裁判所の職員には、キリスト教徒が圧倒的に多く、ある意味それが価値観の共通基盤ともなっています。他方で、宗教間の違いが争いの源となることをよく知っているため、イスラム教やユダヤ教など他の宗教の休日であるとか、祈りのための休み時間とかを尊重します。国際刑事裁判所では、被告人にも、公判の途中に中座してイスラム教の祈りをささげるための部屋に行ってお祈りすることも本人の希望次第で許しています。

アジアのリーダー的な立場になって欲しい

―― アジアの話も出ましたが、アジアでも、ヨーロッパで行われているような、国を超えて、法曹同士が自由に議論するという光景が日常的になると良いなと感じました。法曹界におけるアジアとヨーロッパの関係という文脈で、何かお考えのことは

ありますでしょうか。

赤根 個人的には、アジアの一体感をもう少し強め、ともにアジアのプレゼンスをあげて、そのリーダー的立場に日本がなってほしいと思っています。

私自身は、日本はやはり、まずアジアの中の一つの国家として、アジアの国々とともに生きて行くべきと感じています。アジア全体の法的環境が整い、それにプラクティスが伴うようになれば、ヨーロッパに対して、あるいは、世界に対して、アジア地域として、対等にわたりあえるようになるのではないかと思います。

- ―― 先ほどのお話からしますと、ヨーロッパの国々は割と全体としてまとまっている印象ですね。EUの存在以外に、地政学的にみて、何か理由があるのでしょうか。
- 赤根 アフリカや中東, さらにはロシアなどの問題は, すべてヨーロッパの国々の存亡に 直結するという点も指摘できるのではないかと思います。ヨーロッパはほとんどが 地続きですし, 各国とも同じような問題に対応せざるを得ないので, 一つのヨーロッパとして対応しようということはあるのではないかという気がします。

先ほどの国際会議の話でもありましたが、ヨーロッパでは、国相互で一応の信頼関係があり(ヨーロッパ内ではいろいろと小競り合いもあるようですが、そこではやはり長年の経験に基づく外交の力が生かされています。)、互いに批判しあうこともできるので、まとまりがあるというのもあるかもしれません。アジアでは、それはなかなかありませんよね。

- ―― アジアの中で、日本がリーダー的な立場になると良いということもお話しいただきましたが、日本のどのような点がリーダーになる資格があるとお感じになるでしょうか。
- 赤根 日本は、ヨーロッパ諸国に対して、対等な立場で法を語れる数少ないアジアの国であるという地位があり、これが重要な点だと思います。他方で、ヨーロッパは日本とは似て非なる場所のようにも思われますので、日本だけで渡り合うのではなく、そこはアジアの一員として、アジアの国々と一緒になってアジア地域として対等に渡りあえるようにすることということも重要です。

日本がリーダーになれる資格があると思うのは、大前提として、基本的人権を尊重 し、法の支配を実践していることのほか、司法の汚職がなく、裁判官、検察官が政 治的に中立であることなどによります。

- ―― ヨーロッパ諸国に対して、対等な立場で法を語れるアジアの国であるという地位が あるというのは嬉しいことではありますね。
- 赤根 そうではありますが、しかし、世界からは、日本がアジアのリーダーとしてはみなされているとは限りません。というより、見られていないのではないかと危惧することもあります。

日本は、結局、法整備支援をはじめ、地道な活動を続けていくしかないと思っていますが、他方で、もう少し自由さやアグレッシブさが必要ともいえます。

―― 自由に法的議論ができる共同体として、アジアがまとまっていく具体的なイメージ

としては、どのようなことを考えられていますでしょうか。

- 赤根 欧州評議会 (Council of Europe) ¹²というものが、ヨーロッパにはありますよね。欧州評議会のようなものが、アジアにもできると良いと思っています。いろいろな政治的条件が整い、共通基盤がないとかなわないことなので、今の段階では夢想にすぎませんが。
- ―― 欧州評議会の司法効率化委員会(CEPEJ)には、私も、オブザーバー参加していますが、司法の効率化やデジタル化について、国を超えて、フラットな議論がされており、興味深く感じていました。
- **赤根** 欧州評議会のような枠組みがありますと、互いに共通点などを見いだしやすくなり、相互理解が深まります。いずれにしても、相互理解の促進は重要ですし、その中心には日本がいるべきであると思います。

日本には、アジアの中でリーダーシップを発揮し、アジアとして、ヨーロッパや世界に対して、対等な立場で法が語れる存在になって欲しいと思います。

日本のアピールカも重要

- アジアの中でも、日本より、韓国とかのほうが外に出て行っているイメージがあります。
- **赤根** 韓国や中国,タイなどは日本より,積極的に外に出ている気がしますね。シンガポールは国自体が国際的です。

韓国は、海外に向ける視線が熱いです。韓国¹³は、国際刑事裁判所にも最初から入っていますし、前回の国際刑事裁判所加盟国会議の議長には、韓国の裁判官が選ばれました。タイは国際刑事裁判所には入っていませんが、王室が司法外交的なものを推進しています。

それに対して、日本には、アピールする姿勢がまだ弱いです。日本人は、中身さえ しっかりしていれば世界は認めてくれると思っているのかもしれませんが、そんな に簡単なものではないようにも思います。

- ―― 例えば、韓国の最高裁は、ベトナムの長期専門家として、裁判官専門家のほかに、 ITの専門家を派遣したりしています。
- **赤根** 韓国は、I Tが強いですよね。I Tの議論などは、開発途上国等の新しいものに飛びつきたい気持ちをかき立てるところもあります。

日本は、実務をしっかりしないとITを入れてもだめだと思っているところもあり

¹² 欧州評議会(Council of Europe)は、人権、民主主義、法の支配の分野で国際社会の基準策定を主導する汎欧州の国際機関として、1949年フランスのストラスブールに設立された。欧州評議会は、伝統的に人権、民主主義、法の支配等の分野で活動しており、最近では薬物乱用、サイバー犯罪、人身取引、テロ、偽造医薬品対策、女性に対する暴力などの問題にも対応している。加盟国は、現在、フランス、イタリア、イギリス等全47か国であり、日本は、1996年、教皇庁、米国、カナダに次いで4番目のオブザーバー国となった。在ストラスブール総領事館が日本政府代表部として機能している。詳細は、https://www.coe.int/en/web/portal/home 又は https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ce/index.html

¹³ このインタビューの3日後である2021年12月2日、ICCによるアジアパシフィック裁判官セミナー(Asia-Pacific Regional Seminar of Judges on the Rome Statute System and the ICC)が、開催され、韓国の最高裁との共催であった。当職も参加したが、韓国の最高裁長官まで出席されており、韓国の最高裁の国際社会への姿勢がうかがわれた。

ますし、それは正しいと思いますが、先ほど紹介した国際刑事裁判所のE-Courtなどをみても、日本の行政や裁判所のIT化は急務ですね。

- ―― 日本のアピールする姿勢についてですが、どのようなことを改善していけばよろしいでしょうか。
- **赤根** 日本は、とにかくアピール力¹⁴を勉強する必要があると思います。海外の専門家を呼んだりして、勉強するべきでしょう。

例えば、国際協力部やUNAFEIのウェブサイトは、大変失礼ながら見栄えは今一つですね。中身はしっかりしているのですが、動画などがポップアップするようなアピール力に欠けています。これに対して、国際刑事裁判所(ICC)やタイのThailand Institute of Justice(TIJ)のウェブサイト 15 などは、見る者を惹き付ける圧倒的なアピール力があります。写真とか音楽付きの動画などを付けて最新情報をきちんと更新していることも大事なことですし、検索でなるべく見つけてもらいやすいキャッチフレーズなんかも必要ではないかと思います。

- ―― アメリカに留学していた際に、日本の教科書や判例などでは、英語に翻訳されているものだけが、他国の方に相手にされており、裏を返すと、英語に翻訳されていないものは、国際社会から無視されかねないなと感じました。英語での発信というのも重要なのでしょうか。
- 赤根 英語での発信も重要で、ちょうど良い例があります。日本の研究者が、ローマ規程に関する論文を日本語で執筆されておりました。その時点では、国際刑事裁判所でも知られていませんでしたが、その方がその論文を英語に翻訳して出したところ、早速、国際刑事裁判所の検察局(Office of the Prosecutor)が利用しました。広い意味では、先ほどの話と同様に、中身は良いけれども、アピール力が足りないという一例ではないかと思います。

■ 法整備支援観

広がりは良い傾向

―― これまでの法整備支援や、最近の法整備支援の展開については、どのように感じま すでしょうか。

赤根 法整備支援については、あまりキャッチアップできていませんが、広く展開してきているようには感じます。

私の法整備支援との出会いは、2009年1月に国際協力部長になったときから始まります¹⁶。法整備支援の初期である2004年頃まではベトナムとカンボジアに対する法整備支援活動を熱心に行っており、この両国への法整備支援開始は我が国

¹⁴ 上記 I C C アジアパシフィック裁判官セミナーについては、その当日から早くも、HP上で、写真付きで詳細な報告がされていた。https://www.icc-cpi.int/Pages/item.aspx?name=pr1631参照

¹⁵ Thailand Institute of Justice (TIJ) のウェブサイトは、https://www.tijthailand.org/
16 2016年までの法整備支援の経過等の詳細については、前掲3の赤根智子「法整備支援の現状と課題~法務総合研究所が関与する法整備支援を中心に~」102頁以下を参照されたい。

のエポックとなったわけです。私は、これらの法整備初期の出来事を体験しておらず、初期の頃の多くのご苦労を直接は知りませんが、国際協力部の設立などにも様々な困難があったようです¹⁷。

その後の法整備支援については、2009年前後から、法整備支援の相手国・対象 分野のますますの広がりと多様化、そして一部の支援については、その内容の高度 化・複雑化が顕著になってきました。ベトナム、カンボジアに加えて、ラオス、 ミャンマー、インドネシアでも新たな法整備支援プロジェクトが始まりましたし、 ネパールや東ティモール、さらにはスリランカ、ウズベキスタン、バングラデシュ などにも法整備支援を行っています。また、インドネシアのプロジェクトについて は、知的財産法に関する裁判や法的整合性に関する支援を行っています。

このように、相手国の広がりのみならず、基本法から知的財産法などへと、最初に比べて、分野が広がってきています。このような広がりは、法整備支援を将来につなげようとしていると感じられる変化であり、良い傾向だと思いますね。

- ―― 日々の法整備支援業務でも広がりは感じるところです。その他、日韓パートナーシップ共同研究のように、支援という枠組みではない活動もしています。
- **赤根** 日韓パートナーシップ共同研究のように、法務局関係者等同士が、相互に訪問して、研究会を行うのは、先駆的な試みだと感じており、他国や他の機関にも応用できる場合があるのではないかと思います。

また、いわゆる法律実務家のほか、大学関係者などとも連携して、そうした知識人と交流するということも必要ではないかと思います。理論面を中心にした法分野、 実務に直結する法分野、さらに世界的に注目されている法分野での交流は十分可能 であろうと思います。アジアの国々についても、主だったところの法律的な立ち位 置を追う努力も必要でしょう。

また、そのためには、常にアンテナを張り巡らし、チャンネルを持ち続けることが必要なのではないでしょうか。

例えば、他国が何を目指してどんな法律を作っているか、何を重要と考えているか を知ること。法案の起草に携わった他国の学者などを紹介してもらい、きちんと法 律面の議論をすること。これらができることが大事ではないかと思います。

"司法外交"という言葉は良い言葉だと思う

―― 法整備支援に関わる、法務省(官房国際課, UNAFEI, 国際協力部)やJIC Aの在り方など、いわゆる「器」¹⁸の話についての変化は、いかがでしょうか。

赤根 最近の大きな変化として、官房国際課ができて、四方八方に目を配れる体制ができ

 $^{^{17}}$ 初代の尾崎道明国際協力部長によれば、「部の創設には、予算要求や人員配置等において、様々な困難があり、「外国が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力を行う」専門の独立した部が設けられたのは、法務省のみならず、我が国全体にとって画期的なことであった。」ということである。ICDNEWS63号(2015年6月号)1頁。 https://www.moj.go.jp/content/001150427.pdf

¹⁸ 法整備支援初期の頃の「器」の話については,山下輝年「唇歯輔車の関係〜器(うつわ)を整える〜」ICDNEW S38号(2009年3月号)23頁以下参照。https://www.moj.go.jp/content/001142713.pdf

たことは良いと思います。これからはその中身が問われていくのだと思いますが、 国際化が良い意味で進むための法務省の司令塔ができたことは大変心強いです。 また、"司法外交"という言葉は、良い言葉だと思っています。司法関係者(実務 家、研究者、そして、それに関与する政治家)同士の交流、あるいは、司法を通じ た外交の後押し、法整備支援、また、それを超えたところにある、国と国との司法 における協働関係、全てを包摂する言葉ではないでしょうか。

欠点を欠点と真摯に受け止めること

一 法整備支援における日本の良さというのはどのようにお考えでしょうか。

赤根 日本は、アジアの中では民主主義、法の支配が確立している数少ない国ですし、法曹の質の高さ、省庁の組織の質の高さも良いところだと思います。また、「寄り添い型」「押しつけない」とよく言われていますが、日本としては、法整備支援の中でも、法の支配や基本的人権の尊重など共通的な価値を共有することを標榜するとは言いながら、これを実践面では前面に押し出すやり方はしてきませんでした。その背後には、もちろん、押しつけはいけないという配慮も働いているでしょうし、できれば押し付けずに自ら学んで、自ら前に進んでほしいという気持ちもあるのだと思います。



【ラオスのカウンターパートの方々と法務総合研究所前で(下段真ん中が赤根判事)】

- 一 逆に、日本の法整備支援について、大きなレベルでも、現場レベルでも結構ですが、改善の余地があると感じられる点はありますでしょうか。
- **赤根** 相手は日本人ではないことも念頭に置かねばならないと思っています。日本人同士 のように、以心伝心というわけにはいかないこともあります。

また、相手国との信頼関係にもよりますが、日本人自らが国に誇りを持ち、欠点は 欠点として認めつつ、自信を持っているところは堂々と主張して、議論してもいい 場合があるのではないかと思っています。欠点を欠点として真摯に受け止めること は、逆に自信を持っていなくてはできないことでもあると思います。

また、先ほども話しましたが、相手に対するインパクトあるアピール力が弱いと思います。協力した成果をわかりやすい言葉でアピールし、カウンターパートにも、その成果がいかに重要なことであるかの理解を深めてもらう。また、法整備支援に携わっている日本人の方々は選ばれた立派な法曹なのですから、自分は、そういうことができる優れた専門家なんだとアピールをして欲しいと思います。「私は日本を背負った、影響力を持つ実務家なんだ。まず話をよく聞いてくれ。」とカウンターパートの大臣にいうくらいの勇気も必要な場合がありますね。

■ これからの法整備支援、法整備支援の先にあるもの

グローバルな問題に"法の支配"が寄与しうるのか

- 最後のテーマとして、これからの法整備支援や法整備支援の先にあるものという、少し大きなテーマでお話を伺えたらと思います。
- 赤根 このことに関しては、いろいろ思うことはあるのですが、なかなかまとまりません。基本線としては、2016年の「法の支配」の論文 19 に書いたところが出発点となりますが、今は根本に立ち返って考える必要もあるようにも思います。私の考える根本的な出発点は、グローバルな問題を司法の分野がどう解決に導いていけるのか、あるいは、その解決を助けることができるのかということです。今は、新型コロナウイルス(COVID-19)の影響もあり、困難が多い一方で、考える時間に恵まれたともいえます。

人類が、将来に向けて抱えるグローバルな問題としては、地球温暖化や、地球全体の汚染、宇宙開発などといった分野から、テロ、内戦を代表とする武装組織による戦争、内乱をはじめとして、中国の台頭やポピュリズム化による民主主義の危機・各種の分断が引き起こす日本を含めた広い地域における安全保障の問題、それらの底流にある相変わらずの汚職の世界的蔓延などがあると思います。これらの解決策の根本に"法の支配"の推進が寄与しうるのか、そうだとして、その一手段とし

¹⁹ 例えば、①戦略的な法整備支援を行うためのオールジャパンの体制構築に関する課題、②法整備支援に携わる人材の育成に関わる課題、③成長を遂げた国に対する法整備支援の出口戦略に関わる課題、④他のドナーとの連携・協力推進に関わる課題、⑤法整備支援のための各国法体系・法制度の調査・研究、あるいは法整備支援を理論的に支えるための研究や理論構築に関わる課題を挙げられており、これらの課題に対する私見と将来の法整備支援への期待を述べられている。前掲3の赤根智子「法整備支援の現状と課題~法務総合研究所が関与する法整備支援を中心に~」110頁以下を参照。

て,日本による法整備支援やその先にある司法外交が使えるとするならば,どういう形でするべきか,みたいなことが頭の中をぐるぐるめぐっています。

地球温暖化などのグローバルな問題というのは、大きな話ですが、法曹はこれらの問題にも貢献できるということでしょうか。

赤根 地球温暖化対策というと突拍子もない感じがするかもしれないですが、タクディル 最高裁判事へのインタビュー²⁰にも、環境対策についての日本からの協力に期待する旨書かれていましたよね。身近にも環境対策の法的問題は転がっています。少し 飛躍しますが、最終的には地球温暖化対策も含めた人類の生き残りのためにも、まず近いところからの法的協力体制の構築に、日本が貢献し、信頼を勝ち得ていく必要を感じます。

グローバルな問題の解決に、法曹の活躍は重要です。例えば、ハーグにおられる各国の大使にも法曹資格を有している方々が多くいますし、また、法律家を参事官クラスで入れるなどしている国もあります。法曹がこれらの問題を解決していこうという姿勢がうかがわれます。特にヨーロッパの国々はグローバルな問題に対する熱の入れ方が違うと思います。

"夢は大きく、あゆみは着実に足元から"

一 グローバルな問題の文脈でも言及されていた、法的協力体制の構築への日本の協力 について、今後の在り方や方向性としてはどのようにお考えでしょうか。

赤根 大きなことを言う割には、小さなことから始めるべきというのも気が引けますが、日本の強みを生かすのは、まず、アジアの一員として、アジア地域に貢献すべきということだと思います²¹。どのような活動でも、その基礎には、金・物・人が必要となりますが、日本の司法に関わる人々の質や司法におけるプラクティスの高さを売りにするのが良いと思います。つまり、先ほどお話ししました、ジェネラリストとしての法曹の質です。一方で、特殊・先端法分野にも目を向けていくということではないかと思います。これは、インドネシアのプロジェクトのように知的財産法を扱うというようなことです。次は何に取り組まれるのか、楽しみにしています。まとめると、夢は大きく、あゆみは着実に足元から。

しかし、常に裾野を広げ、新たな挑戦をしていくことが大事ですので、失敗もある程度計算に入れた上で、いろいろ試してみることが必要かと思います。それから、すぐに結果が出ることを期待して、何か目先の手段に出ることはあまり勧めたくありません。やはり、ある程度、長期的視野を持ってことを進める必要があり、その

 $^{^{20}}$ インドネシア最高裁のタクディル准長官は、日本は清潔でクリーンな国であることやインドネシアの環境法に関する訴訟に言及した上で、このような旨を述べられていた。拙稿「インドネシア最高裁との法・司法分野における協力を語る(インドネシア側の視点から)~タクディル・ラフマディ最高裁准長官インタビュー~」 I C D N E W S 8 8 号 (2021年9月号) 50頁以下参照。https://www.moj.go.jp/content/001356729.pdf

²⁰¹⁶年の論文でも、法整備支援の地理的範囲について、まずはアジア地域に注力するのが望ましい旨の私見を述べられている。前掲3の赤根智子「法整備支援の現状と課題~法務総合研究所が関与する法整備支援を中心に~」 116頁を参照。

意味でも、国際協力部やUNAFEIなどが組織としての目標を立てて、官房国際課などの支援を得ながら、地道に実績を積み重ねていくことが望ましいのでしょう。

- 一 司法外交については、先ほど、個人レベルでの司法関係者同士の交流から、国レベルの国と国との司法における協働関係まで、すべてを包摂する良い言葉であると述べられておりました。そのような個人レベルの話から国レベルの話へという文脈において、今後の法整備支援や司法外交の在り方はどのようにお考えでしょうか。
- 赤根 法整備支援の先には、そのような意味での司法外交があるのでしょう。共通の言語ともいうべき、法の支配の重要性に通じた法律家同士の理解、信頼を構築して、国同士の危機の際にもそれが活かされるような、国単位の枠組みにまで成長させることが一番望ましいのではないかと思いますし、そうなる必要があるのではないかと思います。

試行錯誤で挑戦していく先に何かが生まれる

- 2016年の「法の支配」の論文では、今後の課題として、戦略的な法整備支援を 行うためのオールジャパンの体制構築に関する課題、法整備支援に携わる人材の育 成に関わる課題などについて挙げられていました。論文の中でも期待などを述べら れていますが、これらについて、現在のお考えなど伺えればと思います。
- 赤根 まず、日本の発言力やプレゼンスについて、日本は世界の中でどのような位置を占めたいのか、そのために何を目指していくのかを戦略的に考えることが重要です。 残念ながら日本のプレゼンスは相対的には年々下がっていると感じています。外に出て行かなければならないですし、その一つとして司法外交はすごく良いことだと思います。

その上で、オールジャパンとして力を尽くせる体制、そして、現場で頑張る人々の 育成、継続的な支援から協力への自然な動きをどのように作っていくのかというこ とになるのだろうと思います。

内向き日本であってはならないと思っています。近い将来、日本の裁判例は国際法 に沿ってみたときにどうなのかとか、国内法だけに頼って人権問題を解決している のではないか、などと検証されたりすることもあり得るのではないでしょうか。

- --- それはあり得ますね。世界も以前に比べて、色々な意味で、ずいぶん距離が近くなっていると感じます。
- **赤根** 頭を切り替え,試行錯誤覚悟で挑戦していくことの先に何かが生まれるのではないでしょうか。そのためには、多くの海外リソースをいかにタイムリーに取り込み、他方でそれを温めつつ、他方で少しずつでも政策や実施に移していくことを厭わない、制度はあとからついてくる、くらいの大胆な考え方の転換が何よりも大事なのではないかと思います。

具体的には、海外にいる日本人を最大限に活用すること、弁護士のほか、裁判官や

検察官を海外の国際機関などへ定期的に派遣すること、その派遣者の知見を国内へ どのように還元していくかの策をさらに追求すること、日本にいる外国人を活用す ること、海外国際機関と連携すること、法整備支援国・卒業国との間の人事交流を 促進すること、などから、地道に広げていくことが重要です。

正直に言えば、日本の裁判官をもっと国際分野に出してほしい、というのは本音で思っています。日本の裁判官の法的思考能力はとても高いと感じますし、裁判官にこそ、潜在的な能力を秘めた方々が沢山いる、と感じています。それを国際的に活かす場所がもっとあれば、と思います。世界の法律家としても十分その能力を発揮できると確信しています。

- ―― これまでのお話を通じて、外に出て行くことが大事なことだと感じました。
- **赤根** 恐れずに、外に出ることが大事です。海外に出たり、自分の殻から出て違う分野を 試すのも大事だと思います。

フィードバックさせる仕組みが大事

- ―― 人的資源の話にもなりましたので、そのような観点から、法整備支援に携わる人材 の育成に関わる課題について、お考えをお聞かせいただけますでしょうか
- **赤根** 最初のほうにも話しましたが、検察事務官の方々には、広い視野を持っている人が たくさんいます。そういう人たちがもっと外に出られる機会を増やし、それを フィードバックさせる仕組みを作ることも重要だと思います。

日本の若手裁判官には、ヨーロッパに留学される方も多く、ハーグでお会いすることもありますが、その際には、海外に住んでいるときの視点で感じられた裁判所の改善点などについても共有してくれます。しかし、日本に帰った後に、そういうお話を内部でどのようにされているかはよく分かりません。日本に帰った後も、海外留学された裁判官の方々が、そのような改善点について声を上げていただくと良いと思いますし、裁判所も、そういう声を聞いて活かしていけば、外に出る機会についてもっと増やしていこうという機運が自然に高まるかもしれませんね。

- ―― 日本には、海外経験を積ませて、それを国際的な舞台で活かすというよりは、視野 を広げた上で国内の法曹として活躍させるという発想があるのかもしれませんね。
- **赤根** 裁判所も検察庁も、国際的な舞台での日本の法曹の需要については、そこまで感じていないのかもしれませんが、これまでお話ししてきたとおり、そうではありません。

例えば、気候変動や海洋汚染、さらには宇宙開発等などのグローバルな問題についても、当然、法的問題が大きな争点になりますし、日本の法曹にたくさん活躍してほしいですね。

また,海外に人を出すことで,それらの人たちを日本のサテライトとして活用し,海外の情報や経験を吸収しようとする姿勢を持って,国内での議論に繋げていくことが必要ではないかと思います。海外に赴任した人には、特定のミッションを与え

て, 定期的に日本に帰国してもらい, 国内の方々と, 色々な議論ができるきっかけ を作ってあげたらよいとも思います。

- ―― おっしゃるとおりです。なかなか難しいですが、多くの法曹が、海外に出て行くようになると色々と変わってくるのかもしれませんね。
- **赤根** 多くの法曹が外に出ていけば、裾野が広がりますし、その中にはパワーがある方も出てきます。松川判事などは、インドネシアの法整備支援²²でもそうでしたが、自分で新たな分野を開拓していける方で、そのようなパワーのある人が力を発揮してくれれば、どんどん良い方向に進んでいくと思います。

検察官や検察事務官、その他の法務省職員についても同じです。法務省に官房国際課ができ、国際機関に人をどう出すか、キャリアパスをどうするかを真剣に考え始めています²³。裁判所や弁護士会ともさらに連携を深めて、法務省側からポストの打診を積極的にすることもあってもよいと思っていまして、まさにオールジャパンで取り組む必要があると感じています。

- --- オールジャパンの体制構築という話については、いかがでしょうか。
- **赤根** オールジャパンの体制構築については、昔に比べると、随分良くなったと感じま す。課題はまだまだあるとも感じています。

ハーグの大使館の法務アタッシェは、以前は裁判官ポストで、今は検察官に代わりました。本当は裁判官と検察官両方がいたほうがよいと思っていますが、定員の問題もあり簡単ではありません。長期的な視点で取り組んでいく必要があると、個人的には思っています。

オールジャパン体制の構築には、なんと言っても外務省の支援・協力・後ろ盾が不可欠です。また、他の関係省庁との連携も必要でしょう。それらも含め、気長に粘りつよく、あきらめずに体制つくりを進めて行く必要があるのだと思います。

■ メッセージ

"恐れながらも前に進む勇気を持ってもらいたい"

- ―― 最後になりますが、これから法整備支援をはじめとする国際協力に携わる方々や I C D N E W S の読者の方々にメッセージをいただきたいと思います。
- **赤根** これから法整備支援をはじめとする国際協力に携わる方々については、今の若い 方々は、皆さん本当に頑張っていると思います。

自分の仕事に精通すること, 語学や異なる分野に関心を持つことは, とても大事なことです。そして、もし国際舞台に出たいと思うなら、まずは法整備支援の仕事

²² 松川判事は、和解・調停プロジェクトが終わって1年後に、国際協力部の裁判官教官として着任され、何のスキームもない状態から、インドネシアとの協力関係を進めていった。拙稿「インドネシア最高裁との法・司法分野における協力を語る(日本側の視点から)~松川充康判事インタビュー~」 I C D N E W S 8 8 号(2021年9月号)5 4 頁以下参照。https://www.moj.go.jp/content/001356734.pdf

²³ 法務省職員の海外派遣やそのキャリアパスに関する官房国際課の取組については、当時の柴田紀子国際課長が、カンボジアへの法整備支援から始まるご自身の国際分野での仕事を振り返りつつ、執筆されている。柴田紀子「カンボジア法制度整備支援からコングレスまで~そして、2020年からの国際協力」ICDNEWS 81号(2019年12月号)1頁以下を参照。https://www.moj.go.jp/content/001311770.pdf

(国際協力部, UNAFEI) に関わってみてと言いたいです。海外に行き、働くと壁にぶつかることもあると思います。しかし、それが成長の糧にもなります。日本や所属する組織が応援してくれていると信じて、失敗を恐れずにやってほしいと思います。

私は今まで、いろいろな人々にご指導いただき、気長に育てていただきました。良い上司、同僚、部下との出会いや良い巡り会いは数知れず、です。適切なアドバイスや苦言まで言ってくれる検察事務官の方もいました。そういう方々との出会い²⁴に本当に感謝しています。法曹や国際協力の仕事は、それらを支える事務官や専門官がいないと成り立たないものです。是非、彼らとともに、さらに活動を豊かに、幅広いものにしてほしいと思います。

これからは、若い人たちにエールを送ることに専念したいです。夢だけでなく、現実もきちんと伝えて、恐れながらも前に進む勇気を持ってもらえるようになるとよいと思っています。



【インタビューの様子(赤根判事は上段右から2番目)】

ICD NEWS 第90号(2022.3)

²⁴ 赤根智子「夢との出会い!法整備支援」ICDNEWS 39号(2009年6月号)1頁以下も参照。https://www.moj.go.jp/content/001142712.pdf